（無軌条電車運転規則の一部改正）

第二条　無軌条電車運転規則（昭和二十五年運輸省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の三」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（専用道の監視）

第六条の二　専用道において車両の安全な運転に支障を及ぼす災害のおそれがあるときは、当該専用道を監視しなければならない。

第七条中「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第八条中「は、二年ごとに少くとも一回」を「については、二年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、十分な耐久性を有すると認められるもの（土構造物及び抗土圧構造物であるものを除く。）については、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、二年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

第八条に次の一項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十条中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による巡視は、車両の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、線区の状況及び車両の運行状況に応じ適切な時期に行うものとする。

第十一条第一項中「自動しや断器」を「自動遮断器」に、「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　電子機器

二　密閉式構造のもの

三　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十一条第二項中「は、二年ごとに少くとも一回」を「については、二年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、二年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　き電線、電車線等を支持する工作物

二　電子機器

三　密閉式構造のもの

四　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

五　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十一条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十三条中「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　電子機器

二　密閉式構造のもの

三　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十三条に次の二項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3　新設、改造又は修理をした通信設備は、検査した後でなければ使用してはならない。

第十四条中「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　電子機器

二　密閉式構造のもの

三　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十四条に次の二項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3　新設、改造又は修理をした保安装置は、検査した後でなければ使用してはならない。

第十六条中「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　電子機器

二　密閉式構造のもの

三　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十六条に次の一項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二章第一節中第十六条の次に次の二条を加える。

（災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができない場合の特例）

第十六条の二　第七条第一項、第八条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項並びに前条第一項の規定により検査を行わなければならないこととされた時において、災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができない場合には、これらの規定にかかわらず、当該検査を行うことができない事情が終了するときまでは、検査を延期することができる。